

1. 学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人会計基準は、昭和46年の制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するもの、補助金の配分の基礎となるものとして広く実務に定着している。一方で制定以来40年が経過し、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化などを踏まえた様々な会計基準の改正や、私学を取り巻く経営環境の変化を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、**社会によりわかりやすく説明できる仕組み**とすることが求められてきた。このような背景から、**平成27年度より会計基準の改正**が図られており、特徴として以下の事項が挙げられる。

【2系統の計算書作成】

予算管理を目的として収支の状況を記録する「**資金収支計算書**」と法人の永続的維持を目的として事業活動収入・支出の内容及び均衡を明らかにする「**事業活動収支計算書**」（旧消費収支計算書）の2つの計算書を基本としている。平成27年度の学校会計基準改正の大きなポイントとして、通常の資金収支計算書に加えて、活動区分資金収支計算書の作成が義務付けられ、消費収支計算書も事業活動収支計算書に名称変更され、教育活動等の**活動区分別の収支が把握できるよう計算書様式の変更**が行われている。

また、2つの計算書における勘定科目については助成金の対象となる教育研究経費とそれ以外の管理経費に大きく区分されている。また、事業活動収支計算書には法人の永続性を図るための財産である「**基本金**」があり、一定の保有が義務付けられている。

なお、決算には年度末の財政状態を表す貸借対照表も作成しており、項目は資産（土地などの固定資産と現金預金などの流動資産）と負債（長期借入金などの固定負債と預り金などの流動負債）、学校法人会計特有の基本金及び繰越収支差額となっている。

【予算会計を重要視】

学校法人は永続的な運営及び健全な経営を行うため、計画的な財務運営が求められている。このことから予算制度が重要視され、予算に沿ったの運営が必要となっている。よって学校法人の最高審議機関である理事会・評議員会の審議事項にもなっている。

【企業会計との違い】

学校法人会計と企業会計は基本理念など以下のような違いがある。

項目	学校法人会計	企業会計
基本理念（目的）	永続的な運営のため、効率的な予算執行と収支均衡を目的とする。	基本的に利潤追求を目的とする。

予算制度	運営に当たって重要視され、予算に基づいて運営を進めることが要求される。	随意。
勘定科目	助成制度の関係もあり、教育研究経費、管理経費を区分して処理するなど非常に複雑となっている。	一般的な簿記で使われている科目で複雑な区分は無し。
主な作成書類（決算書）	資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表 基本金明細表など 10 種類	損益計算書 貸借対照表 キャッシュフロー計算書
監査体制と検査	監事監査(私立学校法) 公認会計士監査 (私立学校振興助成法) 会計検査院実地検査 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等実地調査 税務調査 など	監査役監査 公認会計士監査 (一定額以上の資本金企業) 税務調査 など

2. 学校会計における主な勘定科目について

財務3表（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）で使用する勘定科目の概要は以下のとおりである。

① 資金収支計算書の勘定科目

収入

学生生徒等納付金収入	学則や園則に基づき徴収している入学金、授業料、施設設備費などであり、教育運営の中心となる収入
手数料収入	入学選考時の入学検定料や各種証明書を発行する証明手数料など
寄付金収入	寄付者から受入した現金等。なお、備品等の現物を寄付により受入した場合は現物寄付金（事業活動収支計算書）として処理する。
補助金収入	国や地方公共団体から交付を受ける補助金

付随事業収入	主となる教育研究活動以外の公開講座、預かり保育などの学校法人に付随する事業における収入
受取利息・配当金収入	預金利息や配当金収入
雑収入	退職者退職金の支出に備えて加入している退職金財団からの交付金や施設貸与利用料収入、その他上記以外の収入
受取利息・配当金収入	預金利息や配当金収入
借入金収入	外部からの借入をした際の借入資金
前受金収入	翌年度の納付金収入を受入する場合の科目

支出

人件費支出	法人の教職員及び役員（非常勤含む）に支給される本給、手当、所定福利、退職金支出
教育研究経費支出	教育活動や研究活動に使用するもので学校運営の中心となる経費で、内訳は消耗品費や旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、支払手数料、委託費などがある
管理経費支出	学校法人の管理運営に係る経費で、学生募集経費や食堂の運営費、人事や経理など管理部門の経費などが挙げられる
借入金利息支出	借入金の利息支払支出
借入金返済支出	借入金元金分の返済支出
施設関係支出	建物や構築物など。なお、これらは法人の資産となる。
設備関係支出	教育研究用機器備品や図書で、設備関係支出と同様に法人の資産となる支出である。
資産運用支出	退職金資金としての積立金である退職給与引当特定資産などの各種引当資産の科目

② 事業活動収支計算書独自の勘定科目

基本金

基本金組入額	学校法人が教育研究活動を行うにあたって必要な資産を継続的に保持するため維持すべきものとして年度毎に組入を行う学校法人会計特有のものである。帰属収入から組入を行う。
--------	---

支出

退職給与引当金繰入額	教職員の退職時に備え、支払うべき退職金の総額を基準として年度毎に繰入するものである。引当金総額は貸借対照表の負債に計上する。
減価償却額	固定資産について減少する価値を消費支出とみなして、耐用年数等により年度毎に計上する。
資産処分差額	資産処分の際に帳簿価額比で低い金額で売却等の処分をした際の差額
徴収不能額	学生納付金未収入金や貸付金等の徴収不能が発生した際に処理する科目

③ 貸借対照表の勘定科目

有形固定資産	1年を超えて使用される資産で土地、建物、構築物、機器備品、図書など
特定資産	退職給与引当資産などの各種引当特定資産
その他の固定資産	電話加入権や施設利用権など
流動資産	現金預金、未収入金など
固定負債	借入金や退職給与引当金など
流動負債	前受金や未払金、預り金など
第1号基本金	学校法人が固定資産を取得した際に組入した累計額
第2号基本金	将来の計舎建築や土地取得等のため、計画的に組入している金額
第3号基本金	基金として、その運用果実により奨学金等の資金に充てることを目的として組入した額
第4号基本金	法人の運営に必要な資金を恒常的に保持するために必要な額